

熊本県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱

1 趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）の指定（以下、「指定」という。）及び介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項の規定による適格講習については、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 指定の要件

指定は、原則として（1）から（4）に掲げる全ての要件を満たすと認められる場合に行う。

（1）申請者に関する要件

ア 熊本県内に、福祉用具専門相談員指定講習事業（以下、「講習事業」という。）の事業所（講師及び会場の手配、受講申込に係る調整等を一元的に行う機能を有する事務所等）を置くこと。

イ 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

- ① 修了者名簿を作成し、及びこれを提出すること。
- ② 申請事項に変更があったとき又は講習事業を廃止し、休止し若しくは再開したときには届出を行うこと。
- ③ 講習事業に関する情報の提供、内容の変更その他の指示に従うこと。

ウ 講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び講習事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。

エ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

オ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

（2）講習内容に関する要件

ア 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催され、必要な修了評価がなされること。

イ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

- ① 別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。
- ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
- ③ 演習については、講師1名につき、受講生が概ね50名を超えない程度の割合

で担当すること。

- ④ やむを得ない理由により予定された講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 講習の名称
- ③ 事業所の所在地
- ④ 講習期間
- ⑤ 講習課程
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 修了評価の実施方法
- ⑧ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- ⑨ 年間の開講時期
- ⑩ 受講手続き
- ⑪ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

（3）受講者の募集に関する要件

ア 受講者の募集は、指定を受けた後、講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。

イ 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知すること。

- ① 政令第4条第1項第1号から第8号までに定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所で、福祉用具専門相談員として勤務することが可能であること。
- ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等、金銭の收受に関すること。
- ③ その他、講習の内容に関する重要事項

（4）修了年限等に関する要件

ア 別紙1に定める講習課程については、概ね連続した7日程度で終了するものとするが、地域の実情等により連続した7日程度で実施できない場合は、2月以内の範囲内で終了することができる。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

イ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

3 指定申請手続等

（1）指定の申請

指定講習事業者の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、初回の講習の募集を開始する3月前までに、次に掲げる事項について指定申請書（様式1）及びその添付書類を提出すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人の場合その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名）
- イ 講習の名称及び課程
- ウ 事業所の所在地
- エ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- オ 申請者の組織及び事業の概要並びに前年度の決算書
- カ 講習事業の向こう2年間の収支予算
- キ 年間事業計画表、講習課程（カリキュラム）及び各講習の時間割表
- ク 講師一覧（参考様式）
- ケ 講師履歴（講師本人の署名のあるものに限る。）
- コ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）
- サ 講習を行う会場の平面図及び当該会場の設置者の使用承諾書
- シ 運営規程
- ス 受講料等の設定方法及び改定方法
- セ 募集案内等受講希望者に提示する書類
- ゾ その他知事が指定に関し必要があると認める事項

（2）変更の届出

- ア 指定講習事業者に関する事項

指定講習事業者に関する事項について変更があった場合には、変更届出書（様式2）に関係書類を添付し、10日以内に提出すること。この場合、（1）のアについては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、（1）のエについては、変更後の定款等を添付すること。

- イ 講習内容に関する事項

講習の内容について変更があった場合には、変更届出書（様式2）に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、10日以内に提出すること。

（3）廃止、休止又は再開の届出

事業を廃止し、休止し又は再開したときには、廃止届出書（様式3）、休止届出書（様式4）又は再開届出書（様式5）を10日以内に提出すること。

（4）事業計画の提出

指定講習事業者は、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1月前までに、次に掲げる事項を記載した事業実施計画書（様式6）及び添付書類を提出すること。なお、当該年度に実施する2回目以降の講習にあっては、ウ、エ及びカを除く。

- ア 年間事業計画表、講習課程（カリキュラム）及び各講習の時間割表
- イ 講師一覧（参考様式）
- ウ 講師履歴（講師本人の署名のあるものに限る。）
- エ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）
- オ 講習を行う会場の平面図及び当該会場の設置者の使用承諾書
- カ 申請者の前年度の決算書
- キ 各講習の収支予算書
- ク 募集案内等受講希望者に提示する書類

4 事業実績報告書の提出

指定講習事業者は、当該年度の講習事業の終了後 2 月以内に、次に掲げる事項について事業実績報告書（様式 7）及び添付書類を提出すること。

- ア 講習会名、開催日時及び場所
- イ 受講者数及び修了者数
- ウ 講習課程（カリキュラム）及び各講習の時間割表
- エ 収支決算書
- オ 修了者名簿（修了者の氏名、生年月日、修了年月日、本人確認の実施方法及び修了証明書の番号が記載されたもの。）
- カ 受講者出席簿の写し
- キ 使用した筆記試験問題及び解答
- ク その他別に定める事項

5 修了証書の交付等

指定講習事業者は、別紙 1 に定める講習課程を修了し、修了評価された者に限り、別紙 3 に定める様式により、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付すること。

6 指定の取消し

政令第 4 条第 3 項の規定による指定の取消に当たっては、次のような事情を考慮することがある。

- (1) 当該指定講習事業について、指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (3) 虚偽の書類を提出したとき
- (4) 別紙 1 に定める講習の全課程を修了していない者又は修了評価されていない者に対して、修了証明書を交付したとき。

7 記録の保存

指定講習事業者は、講習受講者に関する状況を確実に把握し、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- ア 修了者名簿 永年

イ その他講習事業に関する書類 3年以上

8 指定等の公表

指定講習事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

9 本人確認

(1) 本人確認について

知事及び指定講習事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、次に掲げる公的書類により講習受講者の本人確認を実施するものとする。

- ① 戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）第10条に規定する戸籍謄本又は戸籍抄本
- ② 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第7条に規定する住民票
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第16条に規定する個人番号カード
- ④ 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第95条に規定する運転免許証
- ⑤ 旅券法（昭和26年11月28日法律第267号）第5条に規定する旅券
- ⑥ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第19条の4に規定する在留カード
- ⑦ 各種国家資格免許証若しくは登録証
- ⑧ その他知事が適当と認める方法

(2) 本人確認の際の留意点

- ① 当該本人確認は、講習受講者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではないこと。
- ② 本人確認を行う際は、講習受講者等に過度の負担をかけないよう留意するとともに、家庭内暴力の被害者等に配慮すること。

10 指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程について

1に定める適格講習については、以下のものとする。

- (1) 平成18年4月1日において、現に厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習の課程
- (2) その他知事がカリキュラムの内容から判断し、同程度以上と認める課程

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(福祉用具専門相談員指定講習の指定に係る有効期間の経過措置)

- 2 施行日前に福祉用具専門相談員指定講習（施行令第3号の2第1項第10号に規定する福祉用具専門相談員指定講習をいう。）に相当する講習を行っている者として厚生労働大臣から指定を受けたもの（以下、既指定講習会という）で、施行日に同号の指定を受けたものとみなされた者の指定の有効期間は、厚生労働大臣が指定した有効期間までとする。

附則 この要綱は、平成19年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。ただし、平成27年4月1日より前に開講した講習の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。ただし、改正後の1及び2の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年1月15日から施行し、改正後の別紙1及び別紙2の規定は令和7年4月1日から適用する。ただし、令和8年3月31日までに終了するものの取扱いについては、従前の例によることができる。